

## 審 議 会 等 の 概 要

審議会等の名称	川崎市都市景観審議会
根拠法令等	川崎市都市景観条例
設置年月日	平成7年4月1日
所掌事務	景観計画の策定及び変更、都市景観形成地区の指定等、景観形成方針・基準の策定及び変更、景観重要建造物等の指定、及びその他都市景観の形成に関する重要な事項を調査審議する。
委員数	15名以内
委員の構成	学識経験者及び市民
会議公開・非公開	公開
非公開の理由	
事務局担当課	まちづくり局 計画部 景観・地区まちづくり支援担当 電 話 044(200)3022 ファックス 044(200)3969